(平成27年6月30日決裁)

(設置)

第1条 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支援 するため、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第5号 に規定する事業として、多様な主体間の定期的な情報の共有、連携強化等を推進す るための協議の場(以下「協議体」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議体は、地域における高齢者の支援に関し、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域におけるニーズ及び既存の社会資源の把握並びに情報の可視化の推進に関すること。
 - (2) 地域づくりにおける意識の共有及び合意の形成に関すること。
 - (3) 関係機関との情報共有及び多様な主体への働きかけに関すること。
 - (4) 生活支援等サービスの体制整備に係る立案及び方針策定に関すること。
 - (5) 多様な主体間の情報共有、連携・協働による取組の推進等に関すること。 (組織)
- 第3条 協議体のうち、市全域を対象とするものを第1層協議体、市の各日常生活圏 域を対象とするものを第2層協議体とする。
- 2 協議体には、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001 号厚生労働省老健局長通知)別記3の2の(3)イ(エ)に規定する構成団体等が 参画するものとする。

(守秘義務)

第4条 協議体の参画者は、この事業を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項を 他に漏らしてはならない。協議体の参画者でなくなった後も同様とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。